

病院職員の病気休暇申請について

H30.12.10 改訂

病院総務課 労務係
(内線：3121)

◇1週間（暦日）以内の病気休暇の場合

申請書類：休暇簿

復帰手続き：不要

◇1週間（暦日）を超える病気休暇の場合

申請書類：休暇簿、医師の診断書（原本）*1

延長書類：休暇簿、医師の診断書（原本）*2

復帰手続き：医師の復職診断書（原本）*3、出勤届*4の提出

○1月以上の病気休暇で復職支援（メンタルヘルスまたは就労制限等）
が必要な場合

- ・管理者に復職意思の表示

- 医師の復職診断書（原本）*3の提出

- 管理者との面談→産業医との面談により復帰の可否を判断

- 出勤届*4の提出

※1週間（暦日）を超える病気休暇は診断書の日付以降の取得となります。診断書の日付より前の休暇については、「年次有給休暇」または「欠勤」にて処理をすることになりますのでご注意願います。

※記載方法については別紙を参照してください

◇その他注意事項

（定員職員）

1週間（暦日）を超える病気休暇は、復帰手続きが必要です。手続き前に病気休暇に続いて、年次有給休暇等を取得することはできません。

（有期雇用職員）

有給の病気休暇（1の年度に10日以内）に引き続いて、年次有給休暇や欠勤を取得することは可能です。

ただし、病気休暇の取得時と同様に延長書類の提出や復帰手続きが必要です。

出 勤 届

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

私は、令和 年 月 日から 病気療養中 のため、休務中のところ、
別紙診断書のとおり回復しましたから、下記期日より出勤いたしたくお届けいたします。

記

令和 年 月 日

所 属 長

例① 病気休暇申請に係る診断書

氏名

生年月日

病名 〇〇〇〇〇

上記疾患にて令和〇〇年□月□日発症。現在加療中であり、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年△月△日までの加療を要するものである。

病休始期

上記の通り診断致します。
令和〇〇年〇月△日（診断日）

△△△△△病院□□□科 印
徳島 太郎 印

※診断日は下線部（病休始期）以前であること。

例② 病気休暇申請に係る診断書 （期間延長の場合）

氏名

生年月日

病名 〇〇〇〇〇

上記疾患にて令和〇〇年□月□日発症。現在病気休暇中であり療養中であるが、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年△月△日まで引き続き加療を要する。

期間延長の始期

上記の通り診断致します。
令和〇〇年〇月△日（診断日）

△△△△△病院□□□科 印
徳島 太郎 印

※前回診断された病休期間を超える前に受診し、診断日は下線部（期間延長の始期）以前であること。

例③ 病気休暇後の復帰手続き（出勤届）に添付する診断書

氏名

生年月日

病名 ○○○○○

上記疾患にて通院加療中であるが、令和○○年○月□日より就労可能と診断する。

出勤日

上記の通り診断致します。

令和○○年○月△日（診断日）

△△△△病院□□科 印
徳島 太郎 印

前回診断された病休期間を超える前に受診し、診断日は下線部（出勤日）より前であること。

例④ 出勤届

出 勤 届

令和 年 月 日

復帰日より前に診断書
と併せて提出

国立大学法人徳島大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

私は、令和 年 月 日から のため、休務中のところ、

別紙診断書のとおり回復しましたから、下記期日より出勤いたしたくお届けいたします。

記

令和 年 月 日

所 属 長

※出勤届の様式は病院ホームページに掲載してあります。